

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の

選定療養について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、特別の料金は要りません。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

詳細は、下記をご確認ください

- 厚生労働省ホームページ
→ 後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について
- 患者さま向けチラシ
→ 医薬品の自己負担の新たな仕組み

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



2025年5月 病院長